平成２７年２月定例会　総括審査会

西丸武進議員

委　　員	西丸　武進
所属会派（質問日現在）	民主・県民連合
定　例　会	平成２７年２月
審査会開催日	３月１９日（木曜日）

西丸武進委員

民主・県民連合の西丸武進である。通告に従い質問する。

まず、地方創生についてである。かつて竹下内閣時代に「ふるさと創生」を掲げ、地域おこしを目的に全国の自治体に１億円を交付すると、横並びで箱物をつくるところが多く見受けられた。

安倍政権は地域再生を目的に地方創生を立ち上げた。既に国では戦略本部会議をスタートさせ、総合戦略も策定しており、これからは都道府県と市町村に地域再生を掲げた施策の展開を求められることになる。

そこで、県は国が推進する地方創生について、どのように受けとめ取り組んでいくのか。

企画調整部長

国が地方創生を最重要課題に掲げる今が現状を変える大きなチャンスであり、地域に活力を取り戻し、人口減少を克服し、持続可能な福島をつくり上げていかなければならないと考えている。そのため、ことしの秋を目途に取り組みの指針となる人口ビジョンと総合戦略をしっかりと策定していく。

策定に当たっては、具体的な数値目標や検証改善する仕組みの設定などを行った上で、「ひと」の移転や「しごと」の創出などを直接的に支援する施策を集中的に盛り込み、全庁を挙げて取り組んでいく。

西丸武進委員

県や市町村が今後取り組む地方創生のスケジュールについて提示願う。

企画調整部長

国からは、各県、市町村に対し、それぞれ新年度内に人口ビジョンと総合戦略を策定するよう要請されている。

県では知事を本部長とする対策本部や有識者会議を既に立ち上げ、現在、現状や論点の整理をしている。

今後は、新年度早々に若者や女性の声を聞くための意向調査や先進地調査を実施し、夏ごろに県民を挙げて取り組む機運を醸成するためのフォーラムを開催した上で､秋ごろを目途に取り組みの指針となる人口ビジョンと総合戦略を策定していく。

西丸武進委員

国の事業であることから必要な財源は措置されると思うが、県が地方創生を推進するために２月補正に計上した財源の全体像について説明願う。

企画調整部長

公共団体が自主的、主体的に地方創生を推進するための財源措置として国が平成26年度補正予算に計上した4,200億円の交付金のうち、本県分を活用した総額約35億2,000万円を県の２月補正予算に計上した。その内訳は、地方創生先行型交付金を活用した、定住・二地域居住のモデルケースを創出する事業や地域おこし協力隊の導入など約13億7,000万円と、地域消費喚起・生活支援型交付金を活用したプレミアムつき商品券の販売など約21億5,000万円である。

西丸武進委員

県は地方創生を進めるに当たり、市町村との連携をどのように進めていくのか。

企画調整部長

本県は複合災害により地域の課題が複雑多様化していることから、地方創生の推進に当たっては住民に身近な市町村との連携が極めて重要である。

そのため市町村への自由度の高い補助制度を県独自に創設するとともに、国の地方創生の交付金の申請に当たり県事業と市町村事業の連携調整を図ったほか､今後、県の総合戦略等を策定する過程で、その骨子案や中間取りまとめ案などを速やかに市町村へ情報提供するなど、市町村と連携を密にしながら地方創生の推進に全力で取り組んでいく。

西丸武進委員

次に、ことし実施される国勢調査についてである。国勢調査は全国一斉に10月１日を基準日として実施されるが、この統計調査は日本全体、そして本県にとって大事なものである。特に人口動態を科学的に分析できる大変貴重な基礎資料である。また分析によって国政や県政等の政策進路にも役立つことから、国勢調査の取り組みは大事である。

問題はこれからの取り組みである。一世帯でも一人でも多く参加してもらえるような環境の醸成が大事である。そのため調査をする側と受ける側の信頼関係は非常に大切であり、特に受ける側の気持ちを考えると丁寧に説明しなければならないと思う。

そこで、国勢調査の意義と目的について説明願う。

企画調整部長

国勢調査は、日本国内に住む全ての人と世帯について、居住や就業状況の実態を把握する国の最も基本的な統計調査である。その調査結果は行政運営の基礎となるとともに社会経済の発展を支える情報基盤となる重要な調査であり、特に、今回の調査は震災後初めての国勢調査として復興施策の今後の検討の基礎となるものであることから、県民の協力を得て着実に実施していきたい。

西丸武進委員

答弁にあった意義と目的は非常に大事で、私自身も大変重要なものと認識をしている。国勢調査は日本国内に住む全ての人と世帯を対象とするもので、県民一人一人の正しい理解のもとに実施されなければならない。

そこで、県はどのように周知を図り、機運を盛り上げていくのか。

企画調整部長

国勢調査を円滑に実施し、正確な調査結果を得るためには県民の理解と協力が不可欠である。そのためポスターや路線バスの垂れ幕による周知、新聞、テレビ、ホームページ等の活用、さらには各種団体への周知に関する協力要請などさまざまな方法で県民一人一人の理解と関心が高まるよう積極的に取り組んでいく。

西丸武進委員

実施に当たり国勢調査員が委嘱を受けると思うが、５年前を参考にした場合に調査員は何人必要と見込んでいるのか。

企画調整部長

今回の調査における国勢調査員数は、前回調査の国勢調査員数１万126人とおおむね同程度と見込んでいる。

西丸武進委員

調査員の数は前回と同程度の１万人を超える見込みなのでしっかり対応願う。

調査員が家庭等に訪問する際にさまざまなトラブル等が予想されるが、調査を真面目に進めれば進めるほど心配になる。場合によっては法的な解釈も含めた対応が調査員に求められると思う。

そこで調査員の事前研修についてどのように対応するのか説明願う。

企画調整部長

国勢調査を取り巻く環境は、個人情報の保護意識の高まりや、単身世帯、昼間不在世帯の増加などから、年々厳しさを増しており、調査拒否などさまざまな困難な場面に遭遇することが予想される。

そのため各市町村単位で実施される事前説明会において、国が作成する調査の手引きを活用し、戸別訪問の対応方法の研修を実施するなどきめ細かな指導を行い、

調査員の資質の向上を図っていく。

西丸武進委員

実際にプライバシーの侵害と受けとめる方、あるいは個人情報への意識の高まりから拒否をされるケースもある。調査員には問題のないよう適切に対応願いたいので、しっかりとした研修を実施願う。要望である。

次に、秋には県議会選挙も実施されるが、国勢調査の集約時期でもあるので職員等の人的対応が大丈夫なのか心配である。そこで、国勢調査の実施体制と今後のスケジュールについて説明願う。

企画調整部長

国勢調査の正確かつ円滑な事務を遂行するため、今月26日に国勢調査福島県実施本部を立ち上げ、庁内の連携協力体制を整えていく。

今後のスケジュールについては、８月に調査員等の委嘱と事前説明会を実施し、９月以降、調査票の配付、審査を順次行い、年末を目途に本県の速報値が集計、公表できるよう適切な業務執行に努めていく。

西丸武進委員

県外の避難者への周知と対応についてはどのようになるのか。

企画調整部長

県外避難者については、避難先の自治体で実施されるため、円滑な実施に向けて制度の趣旨、調査方法等について十分な情報提供を行うことが不可欠である。

県としては避難元、避難先市町村と連携を図りながら、ホームページや避難者向け広報誌による周知を実施するほか、避難元市町村が配付しているタブレット端末を活用するなど、よりきめ細かな情報提供に努めていく。

西丸武進委員

今回の国勢調査ではさらにインターネットを活用すると聞いているが、県の考えを聞く。

企画調整部長

オンライン調査については、前回、東京都において試行的に導入され、今回の国勢調査において、初めて全国で全世帯を対象とした本格実施が予定されている。

県としては、調査の効率化や回答者の利便性の向上の観点から極めて有効な調査方法と考えており、国と連携しながら積極的な県民への周知、広報に努め、オンライン調査の回答率が向上するよう取り組んでいく。

西丸武進委員

調査項目に本県独自の調査項目を加える考えはあるのか。

企画調整部長

国の法定受託事務である国勢調査の調査項目については、統計法に基づく国勢調査令に定められている。なお、今回の調査では大震災の影響を把握するため、「５年前の住居の所在地」などの項目が追加されている。

西丸武進委員

次に、原発問題についてである。原発問題は複合的災害として発生から早４年経過した。これまでも収束どころか汚染水問題など矢継ぎ早に問題が発生し、今もって何ら解決に至っていない。県民は不安にさらされ、怒り心頭である。

東京電力（株）は放射性物質を含んだ汚染雨水をまたぞろ、しかも知っていながら海に流出させていた。言語道断で許されることではない。東京電力（株）、国、原子力委員会に県民に対する謝罪と猛省を促し、問題回避に向けた抜本対策を早急に講じさせることが前提条件である。

県もこの事故の反省の上に立って厳しい監視体制を敷き、総合点検、個別点検等の実施や技術者や専門家を交えて、先駆けた勧告をできるようにすることが大事だと思う。一連の原発問題について確認の意味も含めて質問する。

まず、県民の脱原発に対する思いについてである。県民はもともと原発には放射能といったリスクがあることをわかっていたが、いつの間にか原発の村社会にどっぷりとつかってしまった。しかし、東日本大震災では大きな原発事故を経験し、正に恨事の恐ろしさを知り、東京電力（株）と国の安全神話は完全に崩れた。これからは本県が掲げる再生可能エネルギーの普及拡大を進め、県民の脱原発に対する意識の風化を防ぐ必要がある。

そこで、県は県民の脱原発に対する思いをどのように受けとめているのか。

企画調整部長

事故から４年が経過した今もなお､約12万人の方々が住みなれたふるさとを離れ、県内外に避難を余儀なくされている。根強い風評や子育てを行っている方々の不安など、原子力災害の影響は県内全域に及んでおり、県内原発の全基廃炉は県民の強い思いであると考えている。

西丸武進委員

福島第一原子力発電所の廃炉の法的根拠について説明願う。

企画調整部長

福島第一原子力発電所の廃炉については、電気事業法第９条第１項の規定に基づき、１～４号機が平成24年４月19日付、５、６号機が26年１月31日付で、それぞれ廃止とする届け出が東京電力（株）から経済産業大臣に提出され、受理されている。

西丸武進委員

福島第二原子力発電所の廃炉を国と東京電力（株）に引き続き求めていかなけれ

ばならないと思うが、どうか。

企画調整部長

福島第二原子力発電所の廃炉については、これまで安倍総理、経済産業大臣、東京電力（株）会長及び社長に対して、機会あるごとに知事から直接求めてきた。今後とも本県が掲げる「原子力に依存しない安全・安心で持続的な発展可能な社会づくり」を目指し、福島第二原子力発電所の廃炉を粘り強く求めていく。

西丸武進委員

関連で聞く。安倍総理は「福島の復興なくして、日本の復興はない」と明言しているが、言葉だけがひとり歩きしているのではないかと危惧している。既に丸４年が経過しているが、県民の期待に今の段階では何ら答えていない。県は県内原発の全基廃炉の時期をいつごろまでと求めていく考えなのか。

企画調整部長

先ほどの答弁のとおり、県内原発の全機廃炉は県民の強い思いであると考えている。引き続き、国及び東京電力（株）に対してあらゆる機会を捉えて粘り強く求めていく。

西丸武進委員

今後の東京電力（株）と国への廃炉の求め方についてであるが、総理大臣に言った、経済産業大臣に言った、しかし結論は得ていない、このような答弁になっている。我々の県民パワーをどのように中央に届ければよいのか。私としては県民パワーを醸成し、県民集会などいろいろな方面から国に向かっていかなければならないと考えている。

そこで、もう少し強いアクションを起こすべきではないかと思うが、考えを説明願う。

企画調整部長

県内原発の全基廃炉は、県民の強い思いであると認識している。県民集会については、３月11日に県内各地域で開催した県主催の復興追悼行事において１万人を超える方々が参加したが、県民とともに県内原発の全基廃炉を求める知事メッセージを国内外に強く発信したと認識している。

引き続き、県民の強い思いである県内原発の全基廃炉については、国及び東京電力（株）に対して粘り強く求めていく。

西丸武進委員

次に、除染についてである。

原発事故に伴い放射性物質が飛散し、ＳＰＥＥＤＩ（緊急時迅速放射能影響予測システム）の飛散状況をあらわしたグラフでも放射性物質は多く着床したことを示

している。各市町村において除染を進めているが、４年経過しても点にすぎない。そこで市町村除染を速やかに進めるために県はどのように支援していくのか。

生活環境部長

市町村除染については、本年１月末現在の本年度末までの計画数に対する進捗率が公共施設等で81％、住宅で65％であるほか、農地や道路においても着実に進んでいる。

県としては、専門家派遣による発注支援や新たに作成するハンドブックの活用による施工監理への支援等を行うとともに、意見交換会等を通じて除染手法や仮置き場の確保、管理などの先進的取り組み事例の情報共有と水平展開を図りながら、市町村と一体となって除染のさらなる推進を図っていく。

西丸武進委員

放射性物質が地表に着床したことは承知のとおりで、セシウムなので毒物であることは間違いない。これが地表にあると放射線量の高低はその後の問題である。さらにホットスポットは今もって消えておらず、しっかりと除染しなければならない。しかし、除染のための予算が１年後に基金に繰り戻されている。つまり、市町村除染は進んでいない状況にあるのではないか。そして新年度でまた除染のための予算を計上している。

そこで、市町村間における除染の進捗の違いについて県の考えを聞く。

生活環境部長

除染の進捗の違いについては、それぞれの市町村における除染開始時期や仮置き場の確保状況、除染推進体制などが主な要因であると考えている。

今後とも市町村訪問等を通じてそれぞれの課題を丁寧に把握するとともに、きめ細かな対応を行うことにより、市町村と一体となって除染の着実な推進を図っていく。

西丸武進委員

放射性物質の着床はばかにできない。空間線量が高低にかかわらず、県内の全市町村で除染を実施すべきと思うが、考えを聞く。

生活環境部長

県内の除染については、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、除染特別地域については国において、汚染状況重点調査地域については市町村において、それぞれ除染実施計画を策定し除染を実施しており、また、その他の地域においても、県の補助金を活用して側溝等の局所的除染などの線量低減化対策を実施している。

西丸武進委員

ホットスポットのある排水路等の集水溜ますなどは、本来はしゅんせつして廃棄

物を仮置き場、あるいは中間貯蔵施設に運ぶことになるが、市町村除染における仮置き場の設置状況はどのようになっているのか。

生活環境部長

市町村が除染実施計画に基づき設置した仮置き場は平成25年12月末から昨年12月末までの１年間で約140カ所ふえて775カ所となっている。

西丸武進委員

市町村の仮置き場における県有地の提供状況を提示願う。

生活環境部長

市町村の仮置き場については、これまで７カ所の県有地を提供した。

引き続き、提供可能な県有地の情報を提供するとともに、市町村の意向を丁寧に聞きながら仮置き場のさらなる確保に努めていく。

西丸武進委員

民間事業者が苦労して考案した高度で新たな機械に路面清掃車などの除染車がある。これは路盤や排水路等のしゅんせつもできることから、速やかな除染に向けて大変期待されている。ところが稼働するにはさまざまな手続が必要で、実際に除染車は使われていない。

そこで、県は効果的な除染技術を広く周知すべきと思うが、どうか。

生活環境部長

除染技術については、これまで除染技術実証事業等において45の技術に関する効果の検証を行っており、その結果について国及び市町村へ情報提供するとともにホームページで周知している。

また、市町村意見交換会等を通じて先進的事例について周知し、水平展開を図っており、今後とも効果的な除染技術の周知に努めていきたい。

西丸武進委員

県管理道路の除染についての考えを聞く。

土木部長

県管理道路の除染については、周辺宅地等から雨水が道路の側溝に流れ込むことなどから、住宅等の除染完了後に実施する必要があるため、市町村と調整の上、面的除染と一体的に行っている。

西丸武進委員

県管理道路等の除染において、新たに開発された機械を使用することについて、考えを聞く。

土木部長

道路等の除染においては、国が定める除染関係ガイドラインに示された除染機械の中から現場条件等に適した標準的な機械を選定し、委託業務を発注しており、契約後、受託者が施工性や工程等を検討の上、現場で使用する機械を調達し、除染作業を実施している。

西丸武進委員

新たに考案された除染車を使用しないのはもったいない。民間企業を初めかなり多くの方々によって考案されたものなので、しまっておく必要はなく、本来は有効に使うべきである。これは県だけでなく市町村でも生かされないことになるので、このような意見があったことを受けとめ願う。これは要望とする。

次に、フレキシブルコンテナの耐用年数について、県はどのような認識をしているのか。

生活環境部長

フレキシブルコンテナについては、３年以上の耐用年数を有するものが使用されているが、多くの市町村ではこれよりも耐久性の高いものを使用しており、また風雨や紫外線を避けるために防水シートで覆うなどして、性能がより長期間確保されるよう管理されている。

県としては、引き続き市町村と連携して定期的な点検や空間線量率等のモニタリングにより適切に管理されるよう努めていく。

西丸武進委員

フレキシブルコンテナ等に保管されている土壌等の輸送に当たっては、どのような安全対策が講じられているのか。

生活環境部長

輸送の実施計画では、フレキシブルコンテナ等は輸送車両への積み込み時に、その状況を確認し、容器の破損などが確認された場合は、防水性・遮水性フレキシブルコンテナ等に詰めかえることになっている。また、飛散防止対策として車両の荷台は確実に防水性のシートで覆うほか、総合管理システムにより、輸送対象物全数のトレーサビリティーが確保されるなどの安全対策が講じられている。

西丸武進委員

放射性物質汚染対処特別措置法施行前に発生した学校等の除去土壌の取り扱いはどのようになるのか。

生活環境部長

特別措置法施行前に発生した学校等の除去土壌については、これまでも中間貯蔵施設への搬入対象とするよう国に求めてきたが、本年２月８日に国から中間貯蔵施

設へ搬入する旨の考えが示された。

西丸武進委員

除染についてはさまざまなトラブル等も見受けられるが、市町村除染に携わる従事者の育成についてはどのように考えているのか。

生活環境部長

除染従事者については、除染業務講習会を実施して育成を図っており、業務従事者コースにおいては関係法令や放射線防護、除染作業の基礎知識などの講習を、現場監督者コースにおいては除染作業の指揮を行うための専門知識などの講習を行ってきた。

今後とも、講習会の実施により除染作業を適切かつ安全に実施できる従事者の育成と確保に努めていく。

西丸武進委員

次に、汚染水対策についてである。東京電力（株）の廃炉や汚染水対策について、今後、どのように実効性のある監視をしていくのか。

生活環境部長

廃炉の取り組みについて、これまで原子力対策監や原子力専門員、廃炉安全監視協議会の専門的知見の活用、現地駐在員の現場確認などにより監視を行ってきた。

今後は、協議会の専門委員の課題に応じた追加委嘱や職員に対する専門研修等により、さらに専門性を高めながら、情報の適切な把握を行うとともに、新たな安全確保協定に基づく立入調査等を踏まえ、より具体的な措置を求めるなど、東京電力（株）の取り組みを厳しく監視していく。

西丸武進委員

昨年10月に発生したタンク天板部からの汚染水の漏えいの問題についてであるが、どのような再発防止対策が講じられてきたのか。

生活環境部長

タンク天板部からの漏えい再発防止対策について、タンク内の水位を下げて管理することや、全てのタンクに水位計を設置し、水位を常時監視すること、水位に異状があった場合にタンクへ汚染水を移送するポンプを自動停止することなどの対策が講じられた。

西丸武進委員

フランジ型タンクについては、どのような対策が講じられたのか。

生活環境部長

フランジ型タンクについては、タンク底部の継ぎ目部分からの汚染水漏えいを防止するため、これまで応急的対策として、水漏れ防止材によりタンク底部の周囲の止水を行い、また、現在、タンク内部の継ぎ目部分にカバーを設置する対策が講じられている。さらに抜本的対策として、より信頼性の高い溶接型タンクへの切りかえを進めることとされている。

西丸武進委員

原子炉建屋等への地下水の流入については、どのような対策が講じられたのか。

生活環境部長原子炉建屋等への地下水の流入抑制については、昨年４月に高温焼却炉建屋の止水工事が完了し、また、昨年５月から山側からの地下水を建屋手前でくみ上げる地下水バイパスが稼働し、現在、建屋の周囲を取り囲む凍土遮水壁の設置工事や、雨水の地下浸透を抑制する敷地舗装工事が進められている。

西丸武進委員

ＡＬＰＳ（多核種除去設備）でもトリチウムだけはどうしても残ってしまうが、その処理に関する取り組みについて聞く。生活環境部長トリチウムの処理については、処理が困難とされるトリチウムの分離技術に関する最新の知見を得るために、国において国内外からトリチウム分離技術検証試験事業の公募を行い、現在、公募の中から採択された事業について、来年度末まで検証試験が行われている。また、国の汚染水処理対策委員会のトリチウム水タスクフォースにおいて、さまざまなトリチウム処理方法について検討されている。